



島根県報

平成26年8月15日（金）

第2,623号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 2

自立支援医療機関の指定

土地改良区の役員の退任の届出 (農村整備課) 2

保安林の指定の解除 (森林整備課) 3

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録 (森林整備課) 3

【教委公告】

島根県立青少年の家の指定管理者の募集 (社会教育課) 3

【正 誤】

平成26年8月5日付け島根県報号外第105号中 (道路維持課) 9

告 示**島根県告示第471号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成26年 8 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
村上 大気	整形外科	松江市立病院	松江市乃白町32番地 1	平成26年 7 月 31 日
山田 敬教	消化器外科	松江市立病院	松江市乃白町32番地 1	平成26年 7 月 31 日
平井 雅之	循環器内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成26年 7 月 31 日
柳原 清孝	循環器内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成26年 7 月 31 日
吉岡 悠太郎	循環器内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200番地	平成26年 7 月 31 日
石川 厚	神経内科、内科	石川脳神経内科医院	出雲市上塩冶町1630	平成26年 7 月 31 日
堀田 優希江	耳鼻咽喉科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成26年 7 月 31 日

島根県告示第472号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年 8 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
さつきクリニック	出雲市平田町2944-20	精神通院医療	平成26年 6 月 1 日
心身一如医食同源心療漢方内科日本ホリスティッククリニック	松江市学園一丁目 7-30	精神通院医療	平成26年 8 月 1 日
はくいし薬局	松江市宍道町白石137-21	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年 8 月 1 日
さくら薬局	鹿足郡津和野町鷺原イ 208-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年 8 月 1 日

島根県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の内退の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 8 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

津和野町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

村田 性士 鹿足郡津和野町名賀901番地

島根県告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

江津市敬川町2468-1、2468-4、2468-5、2469-1、2469-3、2469-4・2469-5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2469-6、2469-7

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年 8 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
66	伊藤 耕治 安来市荒島町2373			○	○	伊藤 耕治 安来市荒島町2373

教 育 委 員 会 公 告

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）第15条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月15日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

1 募集の目的

島根県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の

健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するために設置された施設である。

本施設について、民間の能力を活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの質の向上及び施設の設置の目的を効果的に達成することを目的として平成19年度から指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって満了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 名 称

島根県立青少年の家（愛称：サン・レイク）

(2) 所在地

出雲市小境町1991-2

(3) 建物構造

本館（鉄筋コンクリート）、体育館（鉄骨）、屋外創作棟（木造）、バーベキューハウス（木造）、集いの広場（鉄筋コンクリート）、車庫（鉄骨）、プロパン庫（鉄骨）、艇庫（鉄骨）、その他（資材庫、自転車保管庫、自転車置場、油庫、ゴミ置場、ポンプ室、屋外便所）

(4) 延床面積

9,259.01平方メートル

(5) 敷地面積

72,940平方メートル（グラウンド4,012平方メートル、ファイヤー場1,150平方メートル、テニスコート2面、ふれあいの広場200人収容、駐車場150台収容を含む。）

(6) 開館年月

平成3年4月

(7) 主な施設内容

多目的ホール、研修室、創作室、茶室、音楽室、調理室、宿泊用和・洋室、食堂、浴室、シャワー室（洗濯室）ほか

3 指定管理者が行う業務

(1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務

(2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

(4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で島根県教育委員会が定めるものの維持管理に関する業務

(5) 上記に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、島根県教育委員会が必要であると認める業務

※ 留意事項

詳細は、別に配付する島根県立青少年の家指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

4 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う指定管理料の額は、次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。指定管理料は分割支払とし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定める。

年間支出見込額 76,852千円

年間収入見込額 1,645千円

年間指定管理料 75,207千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5年間の指定管理料 376,035千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成員団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態は問わないが、個人は応募資格を有さない。

イ 新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくてもその設立予定法人等を申請者とみなす。

ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第1号）で定める様式第6号

イ 事業計画書

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

エ その他申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

(イ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(カ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

(キ) 法人等の概要を記載した書類

(ク) 印鑑証明書

(ケ) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(キ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(コ) 誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(1)エの(ア)、(イ)及び(キ)から(コ)までについては、正本1部及び副本

1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

平成26年10月10日（金）午後5時までに持参又は郵送をすること。

なお、持参の場合は、平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は書留とし、平成26年10月10日（金）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合に、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

エ 必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

カ 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

8 募集要項及び仕様書等の配付

(1) 配付期間

平成26年8月15日（金）から同年10月3日（金）までの平日

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時

平成26年9月3日（水）午後1時30分から

(2) 開催場所

青少年の家 第4研修室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書等の説明

イ 施設等の見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への参加を希望する法人等は、参加申込書を次のとおり提出すること（1法人等の参加者は3名までとする。）。

ア 参加申込書

法人等の名称、参加予定者（職名及び氏名）及び連絡先（住所、電話番号等）を記載すること。

イ 提出場所

17に記載する場所

ウ 提出期限

平成26年8月28日（木）午後5時まで

エ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

10 指定管理者の候補の選定

島根県立青少年社会教育施設条例第15条の規定等による基準に基づき、島根県立青少年の家指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

エ 法令遵守等のための体制がとられているものであること。

(3) 審査項目

ア 指定管理に関する基本的事項

イ サービスの向上を図るための具体的な手法

ウ 施設の維持管理の内容及び適格性

エ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制

オ 安定的な運営が可能となる財政的基盤

カ 食堂・売店の管理運営

キ 施設の管理運営に係る経費の内容

ク 収支計画の内容及び適格性

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において上記審査基準及び審査項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションは、平成26年10月中旬から下旬までの間に実施する。

オ 候補者の選定は平成26年10月下旬に行い、その結果は、全ての申請者に対して書面で通知するとともに、申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(4)で選定した候補者を平成26年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の細部について協議の上、青少年の家の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

なお、評価結果については指定管理者に通知し、島根県議会へ報告するとともに島根県ホームページにおいて公表する。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に関する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

15 申請等に関する質疑

質疑の受付は、次のとおりとする。

なお、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限

平成26年9月10日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑表に記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、平成26年9月19日（金）までに全ての申請予定法人等に対し、FAX又は電子メールで送付する。

なお、回答日以後において、新たに募集要項の配付を受けた法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、同文書の配付を行う。

16 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者にふさわしくないと認められるとき。

(4) 島根県立青少年社会教育施設条例、島根県立青少年社会教育施設条例施行規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8502
 住 所 島根県松江市殿町1番地
 担当部局 島根県教育庁社会教育課生涯学習振興グループ
 電 話 0852-22-6485
 F A X 0852-22-6218
 電子メール shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

正 **誤**

平成26年8月5日付け島根県報号外第105号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正						
2	島根県告示第455号 の表中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">県 道</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">松江木次線</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">”</td> <td style="text-align: center;">”</td> </tr> </table>	県 道	松江木次線	”	”	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">県 道</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">松江木次線</td> </tr> </table>	県 道	松江木次線
県 道	松江木次線								
”	”								
県 道	松江木次線								
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">雲南県土整備 事務所</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">雲南県土整備 事務所</div>						

	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
--	--------------------------	--